

翻刻と解題 中庄新川家蔵『伝受次第』

近藤 孝敏

*キーワード

古今伝受・伝受次第・堺伝受・新川盛政・中庄新川家

本稿では、中庄新川家蔵『伝受次第』を翻刻・解説する。同書（以下、『伝受次第』と記す）は、「寛文五年三月以前）伝受次第〔堺古今伝受系図〕」として整理された一紙で、整理番号は一―二七号¹。鳥の子で、寸法は二九・四cm×四四・三cmである。端裏に「系図」と記し（写真2）、左金吾から盛里に至る古今伝受の系図を記す（写真1）。宗祇から肖柏を経て新川家五代盛里に伝えられた、いわゆる堺伝受の道統を示す資料である。本研究報告では、同書を翻刻し、その内容について検討を加えたい。

〔解説〕

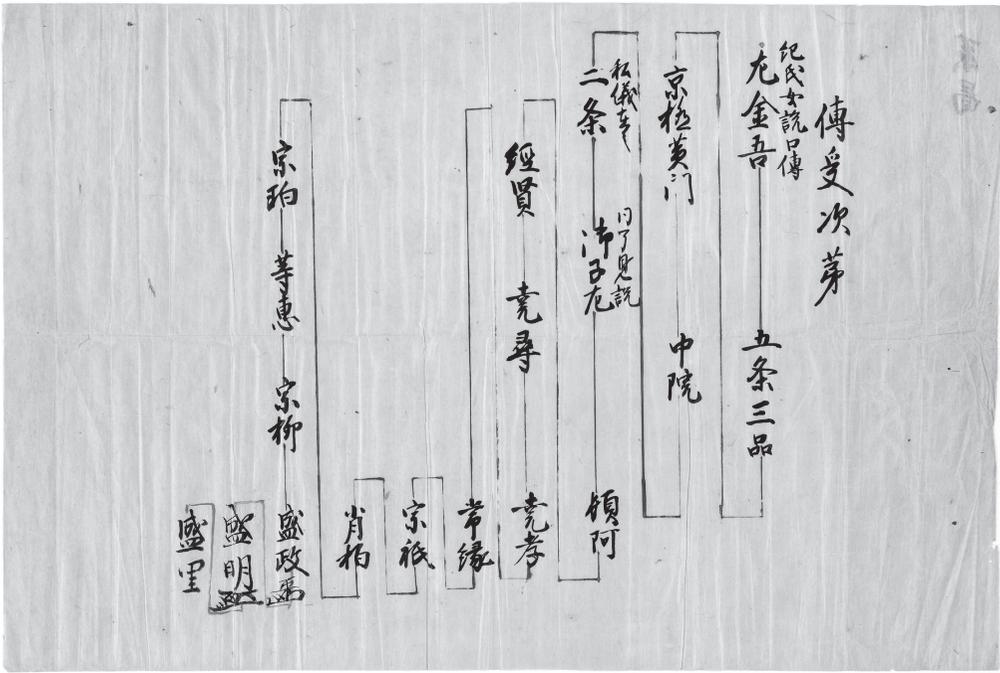
一 『伝受次第』

『伝受次第』は、一行目に「伝受次第」と内題を記し、左金吾から盛里に至る古今伝受の道統を示す系図を記している。このように古今伝受の道統を示す系図は、宗祇を直接継承する古今伝受においてもしばしば

見られる。この『伝受次第』を同じく宗祇から肖柏を経て宗訊に伝えられた切紙（宮内庁書陵部蔵）と比較すると、肖柏までの部分が完全に一致することがわかる。肖柏から堺の連歌師に相伝された古今伝受の系譜は「堺伝受」と呼ばれているが、その実態については不明な点が多かった。『伝受次第』に記された系図が、肖柏が与えた系図と一致することから、新川家に伝えられた古今伝受も、肖柏からの道統を継承していること確認できる。盛政から盛里に相伝された古今伝受が、左金吾（藤原基俊）から宗祇・肖柏を経て継承された道統の正しい古今伝受であることを示す貴重な資料であるといえよう。

この系図を検討すると、左金吾から盛政まで（前者）と、盛政から盛明・盛里に至る部分（後者）で、その様相が大きく異なっていることがわかる（写真1・3）。すなわち、前者は全体が一筆で記されていて、そこに記された朱線は、定規を当てたようにほぼ正確にまっ直ぐに引かれており、かつ朱色が退色して黒ずんでいる。また、墨は一貫して濃く、縦長の字体で記されている。筆の運びには速さが感じられず、強弱の抑

写真1 中庄新川家蔵「伝受次第」全体



〔翻刻〕

〔端裏書〕

〔系図〕

伝受次第

紀氏女説口伝

●左金吾

五條三品

京極黄門

中院

私義在之

二条

同了見説

御子左

経賢

堯尋

常縁

堯孝

宗祇

宗珀

宗珀

等恵

宗柳

盛政

盛明

盛里

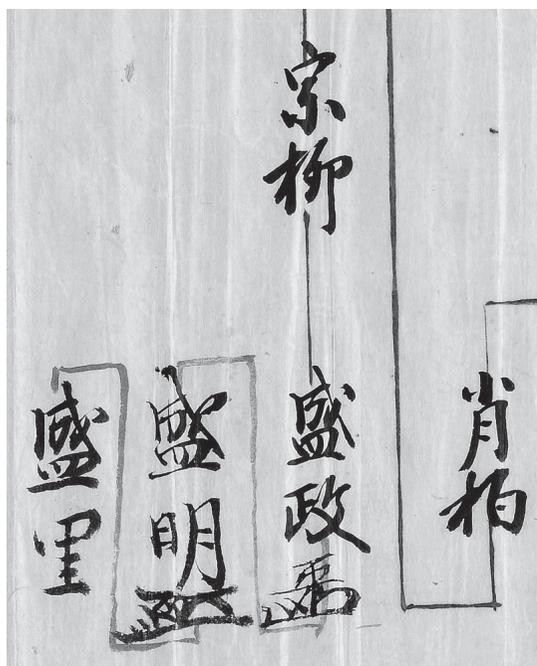
〔※「左金吾」上部の●、および系図線すべては朱筆〕

揚があまりない力強い書きぶりである。これに比して、後者の朱線は、やや歪みをもち、色調も薄く淡い色で退色がみられない。ただし、前者最後の「盛政」の字は、裏から見れば明らかなように、それ以前と滲み（裏写り）の度合いがまったく異なっているので（写真4）、総じていえ

写真2 「伝受次第」端裏書の部分



写真3 「伝受次第」奥の追筆部分



ば、これ以前の一笔で書かれた系図に、同筆で「盛政」を追筆したことが窺える。

これに対して後者に記された盛政の花押、盛明の諱と花押、盛里の諱の筆跡は異なる。まず、盛政の花押は全体的に細身で、墨の濃度が非常に濃く、かすれが目立つものとなっている。次の盛明の諱は、墨は濃いものの、かすれは少なく、縦横の墨引きに強弱があつて、細く書いた部分と太く溜めた部分があつきりしている。しかし、「明」の字に顕著に窺えるように、抑揚のバランスを崩した箇所があり、筆の運びにやや勢いを欠いている。その下の盛明の花押は、それほど濃い墨ではないにもかかわらず、太身の墨引きがほとんどかすれてしまっている。最後の盛里

写真4 「伝受次第」系図奥の裏写り部分



の諱は、墨が他に比べて格段に薄く、あたかも青墨で書いたように見えるほどである（写真3）。それぞれが別筆であり、また墨や筆致が違っていることから、これらの文字は異なる時期に記されたかと推定できる。

こうしたことから、端裏書及び内題から「盛政」直上の朱筆までは、一筆で一時期にまとめて記され、その後、同筆で「盛政」を追筆して系図として体裁を整え、さらに、盛政花押↓盛明諱↓盛明花押↓盛里諱と、漸次、加筆していったことが確認できよう。

すなわち、本系図は「伝受次第」と題して「左金吾」から「盛政」に至る古今伝受の道統を示すことを目的にして作成されたものであり、当時の堺連歌壇の宗匠、葦竹齋宗柳（下田屋²）が、中庄新川家三代当主の盛政（三十郎、宮内少輔³）へ古今伝受をおこなった際、宗柳から盛政へ渡された系図そのものであると推察される。しかも、あらかじめ用意された無記名の系図に「盛政」の諱を書き足して完成させたものと推定できる。そして、その後、盛政から子息盛明（九兵衛尉、中庄新川家四代当主）へ、次いで盛明から嫡子盛里（権七、同家五代当主）へと古今伝受が相伝されて、道統が継承される各段階で、系図に追筆されていったと推定できる。

二 盛政の古今伝受時期

それでは、これらの古今伝受は、いつ頃行われたのであろうか。まず新川盛政が古今伝受を受けた時期を検討する。盛政が下田屋宗柳・祐心

（堺源光寺十世）・盛誉（堺天神社僧、松南院院主）・空盛（同社僧、吉祥院院主）ら、堺の連歌衆（堺連衆）と交流をもち、連歌会・和歌会に一座していることが確認できるのは、慶長三年（一五九八）二月頃からであり、おりしも中庄の三善家が惣領家の佐野川新川家や貝塚寺内の卜半家ら新川氏と一門化して中庄新川家が成立、盛政の宮内少輔任官や小堀家任官が果たされた直後の時期とほぼ重なる。堺連衆を主導した宗柳に古今伝受を受けたのは、これより以前の文禄末〜慶長初期頃だったのではないだろうか。

盛政は、幼い時より根来寺に入寺して文武両道を修めた、いわゆる「根来者」である。天正十三年（一五八五）豊臣秀吉の進攻で根来寺が破滅した後、還俗して、秀吉弟の大納言秀長に仕えたが、同十九年、秀長没後に家中を離れ、貝塚寺内に隠棲した。その前後より医学を志して堺に通い、宮廷儒学者清原家伝来の古典籍を次々と書写している⁴。他方、『新川宮内少輔盛政伝（我が老の記）』には、夢庵（肖柏）の流れを汲む人に和歌・連歌を伝受され、禅林に入って漢籍をも学んだとされている。

風雅のことわざしらすもつたなからんとて、夢庵の教^{流をくめ}ある人に入つて、もろこしのことわざまで学ひつゝ、手に巻を捨す、世をやすく年月を送らんとおもふに（下略）

文禄二年（一五九三）閏九月には『東山千句』を書写しており⁵、少なくともこの頃から和歌・連歌に関心を広げ、右にみるように禅林文学を学ぶ一方、堺連衆とも交流し、古今伝受を受けるに至ったのであろう。

ここで注意されるのは、本系図とともに「中庄新川家文書」に残された慶長三年二月の『連歌・和歌会書留』である。この一冊は、堺連衆が連れ立って紀州へ下向、玉津島社神前での法楽和歌会を行い、また和歌山での滞在中や帰路道中の宿所で連歌会を興行した際の懐紙等を書写したもので、盛政ないしその周辺でまとめられたものである。ところで、近世の御所伝受では、天皇や上皇の古今伝受終了後、住吉大社や玉津島社へ勅使を派遣、法楽和歌短冊を奉納した。こうした古今伝受終了後の玉津島など和歌の神（歌神）への和歌法楽という観念は、堺伝受においても伝受の締めくくりとして意識されていたのであろう。堺連衆の参加者の顔ぶれからみて、盛政の古今伝受終了直後に行われたと考えれば、盛政の古今伝受の時期はこの直前ということになる。

三 盛政・盛里の古今伝受時期

次に問題となるのは、盛政・盛明の花押が加筆された時期、すなわち盛明・盛里への古今伝受の時期についてであるが、これらについては関連資料が見出せない現状では、花押の形状等から推定せざるを得ない。そこで盛政・盛明それぞれの花押を管見の限りで蒐集して整理したが、**図1 新川盛政自筆署名と花押・落款**、**図2 新川盛明自筆署名と花押・落款**である。

盛政の花押は、天正十三年（一五八五）三月末の根来寺破滅以前から、大納言秀長への出仕時期を経て貝塚隠棲期に至るまで、一貫して根来者

として僧様の花押（花押1）が用いられていたが、故郷の中庄に帰住、中庄三善家を相続し当主となった時期、文禄五年（一五九六）頃より武家様の花押（花押2）に変更される。この花押は地線を右に長く引き延ばすが顕著な特徴だが、慶長十二年（一六〇七）以前には、右の花押を基にして地線を右に延ばさず、代わりに天に一線を加えた花押（花押3）に変更しており、この花押は同十七年正月まで確認できる。その後、時期が確実に特定できるのは、隠居して樵齋三圭を称していた元和五年（一六一九）九月頃に用いた簡略な禅宗様の花押（花押5）のみである。さて、本資料に見られる花押（花押4）は、全体的特徴からみて盛政の花押に相違ないが、中央に横線を引き上下を分断する形式で、他に例がない。しかし、地線を右に引き延ばさず、天線を加えている点から、慶長後期の（花押3）を下敷きに、盛政が隠居する同十九年頃から元和四年、高野山で剃髪するまでの時期に作成されたと判別される。彼が隠居するにあたり、当主の座を盛明に引き継ぐとともに、古今伝受も行ったと考えられる。

次いで盛明花押の加筆時期であるが、盛明の花押は盛政ほど変化がみられず、大別して二段階（花押1・2）に分けられるに過ぎない。『伝受次第』の花押は後半の（花押2）と一致するので、盛政から盛明の事例を参考にすると、彼も隠居前後、正保四年（一六四七）頃に子息盛里に古今伝受を行ったのではなからうか。

四 新川家の古今伝受

堺伝受は、近世に入ると「古今集の秘書」・切紙・系図が三点セットで「箱伝受」という形で伝えられたとされるが、本資料『伝受次第』は、当時の堺伝受において作成された系譜そのものであったと考えられる。最後に、盛明から道統を受け継いだ盛里は、寛文五年（一六六五）三月、病状重篤となり、実弟権右衛門・八郎左衛門を後見に立てて、同月二十一日、まだ若年であった盛喜（当時十九歳）を残して病没している。¹⁰これにより中庄新川家に伝えられた堺伝受の道統は断絶したのである。

【注】

- (1) 「中庄新川家文書一―二一七号。なお、文書番号は、「新川善清氏所蔵文書目録」（泉佐野市史編纂委員会近世部会作成）をもとに中庄新川家文書研究会が増補改訂した「中庄新川家文書目録」（二〇一三年）による。
- (2) 下田屋宗柳については、木藤才蔵「室町後期の地方連歌」（『連歌史論考』下第十一章明治書院一九九九年）、島津忠夫「連歌壇から俳壇へ」（『島津忠夫著作集』第二巻和泉書院二〇〇三年）、大利直美「翻刻と解題―慶長三年二月「連歌・和歌会書留」・慶長五年「陪八月十五夜月宴歌合和歌」―」（『調査研究報告』37号国文学研究資料館二〇一七年）、参照。
- (3) 新川盛政の経歴や中庄新川家の成立については、拙稿「中世末〜近世初頭の「中庄新川家文書」」（『泉佐野市史研究』第9号二〇〇三年）、山村規子資料紹介「新川宮内少輔盛政伝（我が老の記）」（『調査研究報告』38号国文学研究資料館二〇一八年）ほか、参照。
- (4) 慶長三年二月『連歌・和歌会書留』（中庄新川家文書一―七二号）、参照。なお、下田屋宗柳を頂点とする源光寺祐心・堺天神社僧盛誉・同空盛ら慶長初期の堺連衆については、前掲大利注（2）翻刻・解題、参照。
- (5) 天正十八年冬至 三善三慶（新川盛政）筆『論語抄』信巻奥書識語（筑波大学付属図書館所蔵 ロ八六〇―一九二）、文禄二年三月十五日（新川）三十郎盛政筆『古文孝経（抄）』奥書（東洋文庫所蔵、一―C―五四）ほか、参照。
- (6) 前掲山村注（3）資料紹介、参照。同書の巻末には、^{ふたななか}二七日追善（十四日目）の夜、子息盛明が眠れぬまま書き綴ったとあり、同書が盛政没直後の元和八年（一六二二）十月三日前後に父盛政を追懐して記されたことが判る。以下、盛政の事績については、断らない限り、「盛政伝」の記載に拠る。なお、新川家先代当主、故善清氏の実妹、林晴子氏のご教示によれば、氏が幼い頃には、「盛政伝」の表紙に「我が老の記」という外題簽が貼られていたというが、現在、剥落して見当たらない。
- (7) 文禄二年閏九月九日（新川）三拾良盛政筆『東山千句』奥書（大阪天満宮文庫レ四―二一―一）、参照。

(8) 前掲注(4)、参照。

(9) 鶴崎裕雄「解題―玉津島神社と奉納和歌―」(鶴崎裕雄・佐貫新造・神道宗紀編『紀州玉津島神社奉納和歌集』玉津島神社一九九二年)、同「住吉大社奉納和歌と古今伝受」(『すみのえ』二〇四号 住吉大社一九九二年)、同「古今伝受」(国文学研究資料館編『古典籍研究ガイドダンス―王朝文学をよむために―』笠間書院二〇一二年)、鶴崎・小高道子編著『歌神と古今伝受』(和泉書院二〇一八年)ほか、参照。

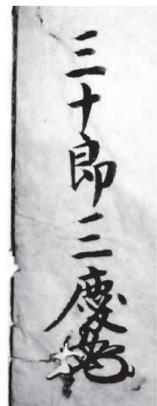
(10) 西田正宏「古今伝授をめぐって―堺伝授とは何か?―」(『フォーラム堺学』第一五集(財)堺都市政策研究所二〇〇二年)。

(11) 「寛文五年」三月二十四日 小堀家家老小堀半兵衛書状(「中庄新川家文書」二一六七三号)、「三善家系譜(中庄新川家系図)」(同右一―三一―号)、参照。

〔付記〕本稿をまとめるにあたり、鶴崎裕雄・小高道子両氏をはじめ、中庄新川家文書研究会並びに大乘院寺社雑事記研究会の参加諸氏にご協力をいただいた。深謝申し上げる。また、貴重な資料の翻刻を御許可下さった所蔵者新川家の方々、また資料に関わる貴重なご教示をいただいた林晴子氏に厚く御礼申し上げます。

図1 新川盛政自筆署名と花押・落款

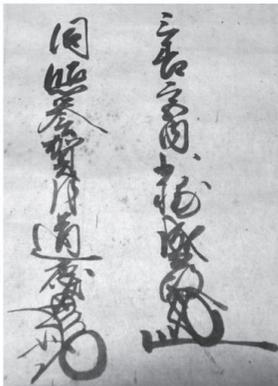
① 天正九年(五八)六月二十五日 花押1(根来者時期)
 「法然上人御伝 四十五之四十八 卷末署判(新川二一)」



〔参考A〕(天正十三年(六五)三月以前)
 「難波草紙」中扉署名(国立公文書館蔵内閣文庫)



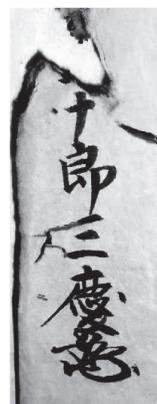
④ 文祿五年(五九)三月一日 花押2(武家様)
 「三善盛政・賀月道廣供米寄進状 署判(新川一)」



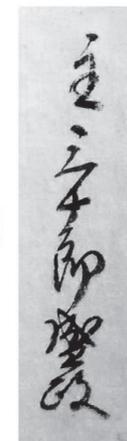
⑦ 慶長六年(六一)六月吉日 落款1(実務用)
 慶長四年分中庄御年貢米中算用状
 表紙繼目印(新川五一)



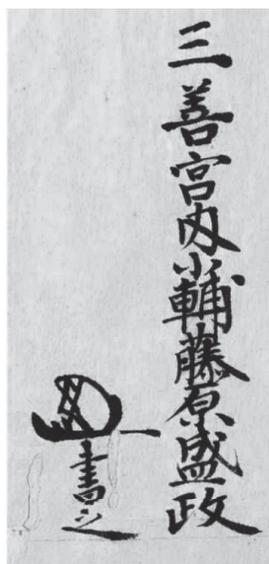
② 「天正九年(五八)六月頃」花押1(根来者時期)
 「法然上人御伝 四十二・四十四 卷末署判(新川二一)」



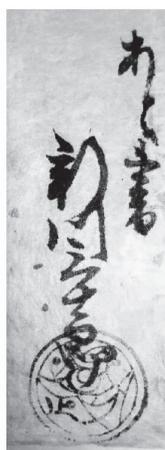
〔参考B〕(天正十三年(六五)三月以降)
 「難波草紙」卷末署名(国立公文書館蔵内閣文庫)〇四一〇八六)



⑤ 慶長二年(五七)六月十五日 花押2(武家様)
 「日本紀神代卷」二巻 卷末署判(国立国会図書館蔵 古典籍資料W A 16 111)



⑧ 慶長六年(六一)六月吉日 落款1(実務用)
 慶長四年分中庄御年貢米中算用状 奥署判(新川五一)



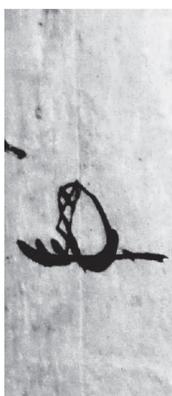
③ 文祿二年(五三)三月十五日 花押1(根来者時期)
 「古文孝経抄 曲脈斎開書」奥書署判(東洋文庫蔵 岩崎文庫)一〇五4)



⑥ (慶長二年(五七)十二月) 略押(実務用)
 慶長二年分中庄御年貢米之払状
 表紙署判(新川五一六)



⑨ 慶長七年(六二)十一月吉日 花押2(武家様)
 慶長六年分中庄払状 繼目花押(新川五一)



※「三慶」は盛政の根来寺入寺時期の法号。「三十郎」は根来入寺時期〜慶長中頃までの仮名(通称)。盛政は慶長二年正月、宮内少輔に正式に任官する(それ以前の④は私称)。

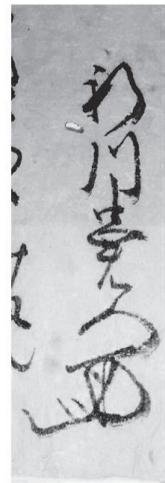
⑩ 慶長七年(一六三〇)十一月吉日 落款1(実務用)
慶長六年分中庄払状 雜目印(新川五上)



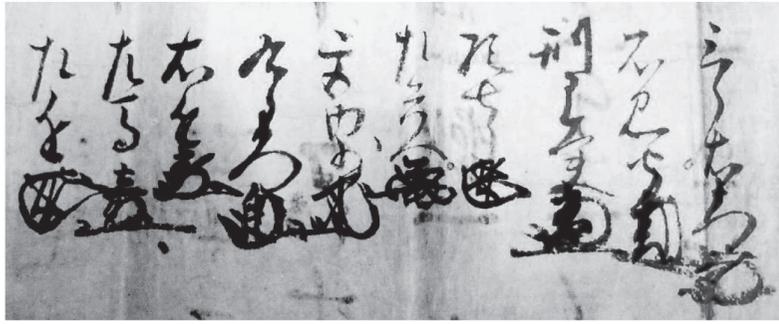
⑪ 慶長七年(一六三〇)十一月吉日 落款1(実務用)
慶長六年分中庄払状 雜目印(新川五上)



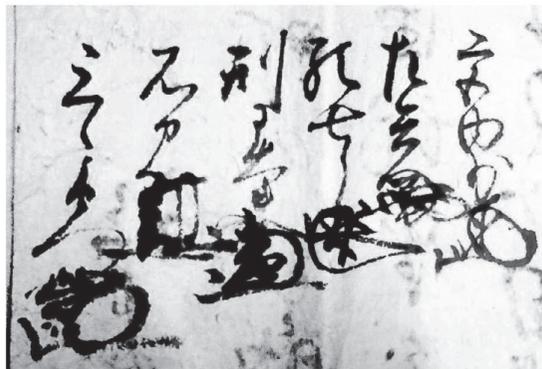
⑫ 慶長十五年(一六三〇)二月吉日 花押3(武家様)
慶長十三年分中庄払状 奥署判(新川五上)



⑬ 慶長十二年(一六〇七)五月十五日 花押3(武家様)
新川隼人跡職宛分状 表書連署(順興寺文書A二四)



⑭ 慶長十二年(一六〇七)五月十五日 花押3(武家様)
新川隼人跡職宛分状 裏書連署(順興寺文書A二四)



⑰ 元和四年(一六八八)十二月下旬(下旬) 落款2(文人印)
〔配数字類〕卷一自序 権齋三圭(盛政)自署・鼎型象形印(新川別)



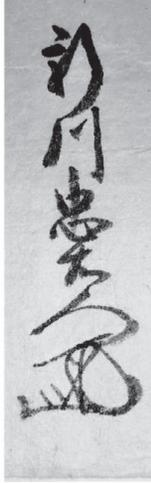
⑱ (元和五年(一六九〇)四月十五日) 花押5(権宗様)
権齋三圭(盛政)書状 署判(新川二六七)



⑰ (慶長末期〜元和初期頃) 花押4
〔伝受次第〕盛政并盛明諱・花押追筆部分(新川二二七)



⑮ 慶長十七年(一六三二)正月吉日 花押3(武家様)
慶長十六年分中庄払状 奥署判(新川五上)



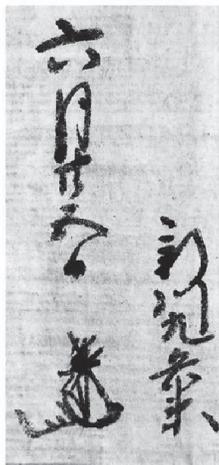
※「忠右衛門」は慶長中期以降の仮名(通称)。「三圭」は慶長十四年沢庵付与の道号。「権齋」は盛政の齋号。

図2 新川盛明自筆署名と花押・落款

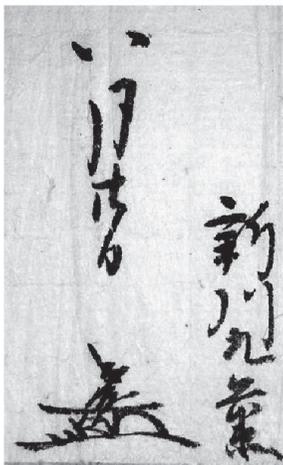
① 元和元年（一六五〇）十二月吉日 花押1(a)
中庄免目録 新川盛明署判（新川二一六上）



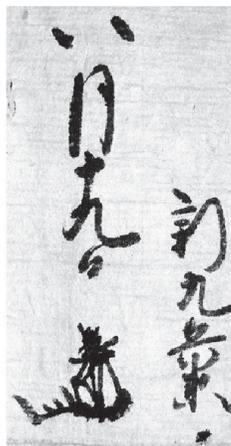
④ 〔寛永六年（一六五九）六月二十五日 花押1(b)〕
新川盛明書状（根来小佐次盛正宛）署判（新川二一三）



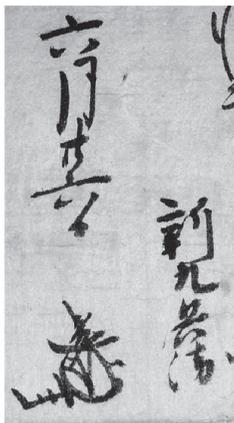
⑦ 〔寛永十八（一六六一年）八月二十日 花押2〕
新川盛明書状（鈴木小兵衛宛）署判（新川二一六五上）



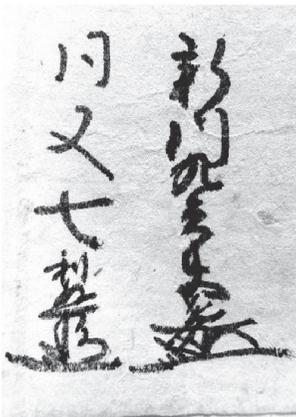
② 〔元和期力（一六五〇）八月十九日 花押1(b)〕
新川盛明書状（嶋右馬介宛）署判（新川二一五四上）



⑤ 〔寛永十二年（一六五五）以前 六月二十六日 花押1(c)〕
新川盛明書状下書（山次良左宛）署判（新川二一三）



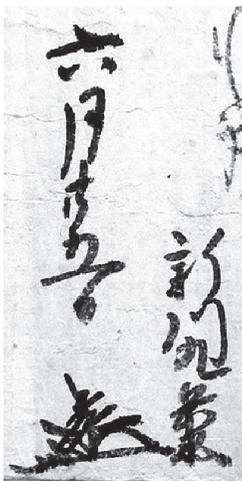
⑧ 〔正保二年（一六六一年）五月六日 花押2〕
中庄・瓦屋絵圖書上賞下書 連署署判（新川九一四）



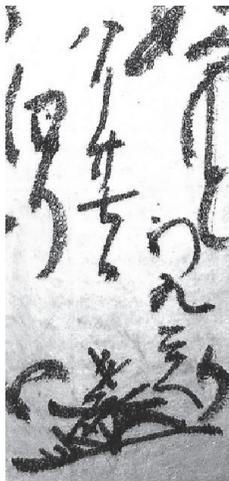
③ 〔元和期力（一六五〇）八月十九日 花押1(b)〕
新川盛明書状（宛名なし）署判（新川二一五四上）



⑥ 〔寛永十五年（一六五八）以前力 六月二十五日 花押2〕
新川盛明書状（岩倉伝右衛門宛）署判（新川二一六四）



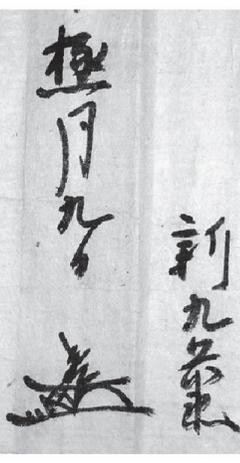
⑨ 〔正保二年（一六六一年）八月二十七日 花押2〕
新川盛明書状（高野山明盛院老宛）署判（新川九八二）



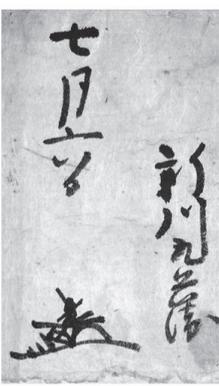
⑩〔正保二年(二〇〇)〕八月二十九日 花押2
新川盛明書狀(新川盛里宛) 署判(新川一九八)



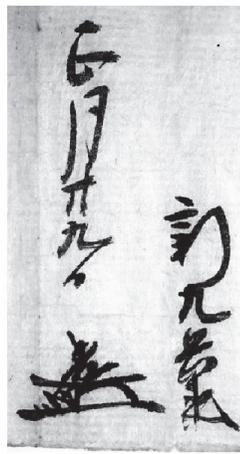
⑬〔正保三年(二〇七)以前〕極月九日 花押2
新川盛明書狀(金井木村源太夫ほか宛) 署判(新川二六五甲五)



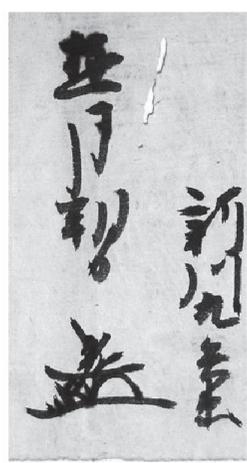
⑪〔正保三年(二〇〇)以前〕七月六日 花押2
新川盛明書狀(小堀基之介宛) 署判(新川二一一)



⑭〔正保四年(二〇七)以前〕正月二十九日 花押2
新川盛明書狀(寺ノ下半四代了周宛) 署判(新川二六五四甲)



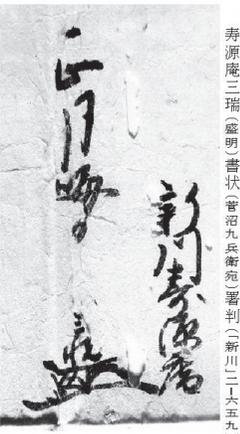
⑫〔正保三年(二〇〇)以前〕極月朔日 花押2
新川盛明書狀(三宅文右宛) 署判(新川二六五四甲三)



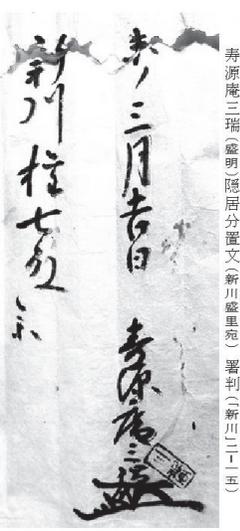
⑮〔正保四年(二〇七)頃(盛明隠居時期)〕
〔伝授次第〕盛明諱・花押追筆部分(新川二二七)



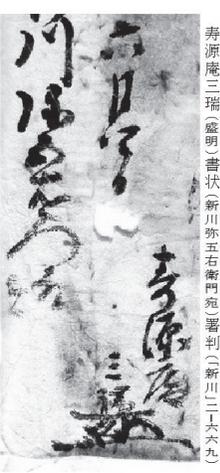
⑯〔承応四年(二五五)以前〕正月晦日 花押2
寿源庵三瑞(盛明)書狀(曾沼九兵衛宛) 署判(新川二六五九)



⑰〔承応四年(二五五)〕三月吉日 花押2・落款
寿源庵三瑞(盛明)隠居分置文(新川盛里宛) 署判(新川二一五)



⑱〔明暦元年(二五五)以前〕六月四日 花押2
寿源庵三瑞(盛明)書狀(新川弥五右衛門宛) 署判(新川二六六九)



※「九兵衛尉」は盛明の仮名(通称)。「三瑞」は盛明の道号。「寿源庵」は彼の隠居後の庵号。



右写真落款「三瑞」部分(反転拡大)

